

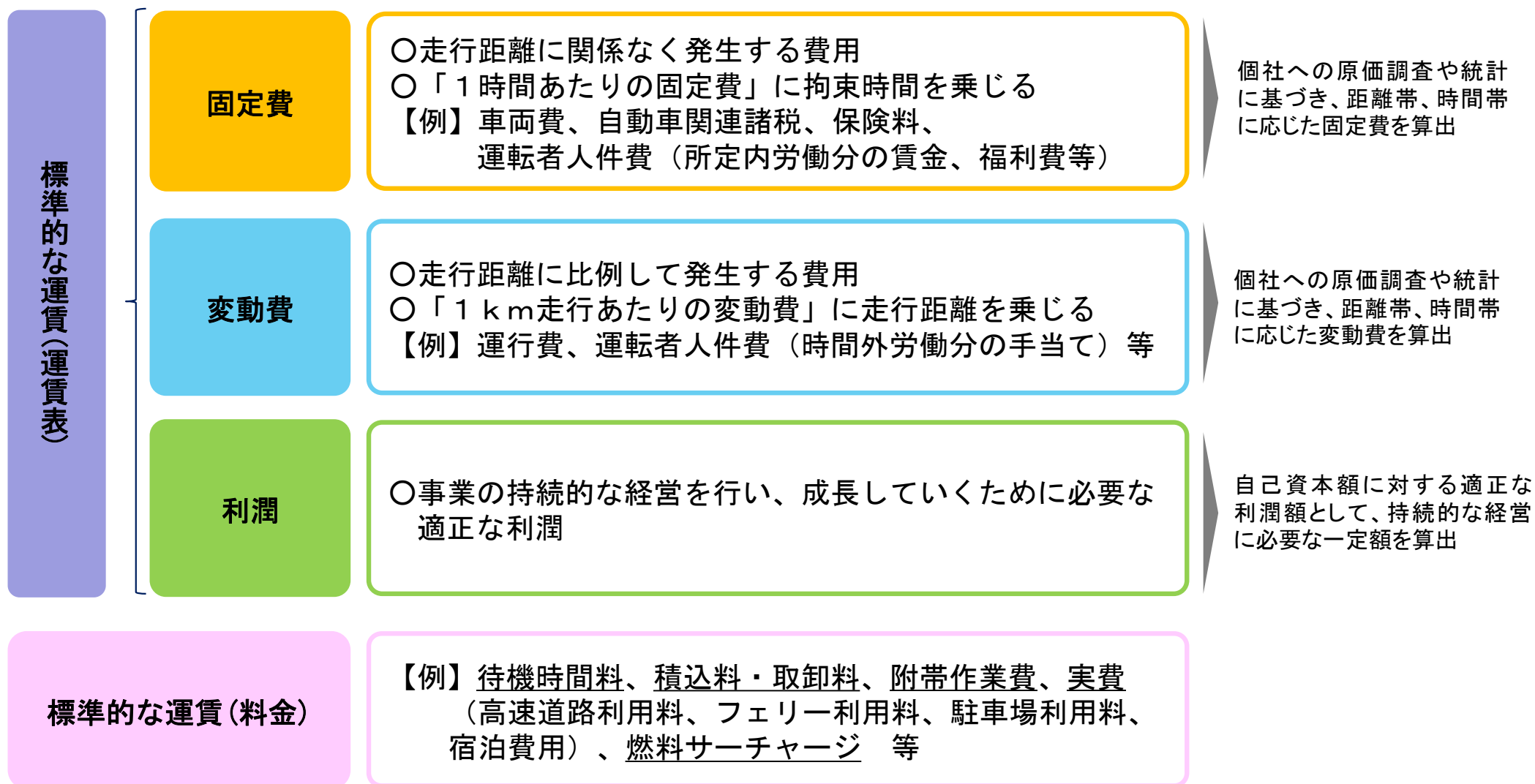
# 「標準的な運賃」の見直しについて

---

令和6年1月18日  
物流・自動車局  
貨物流通事業課

# 「標準的な運賃」の算出に係る考え方について

- 「標準的な運賃」は、トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものが基準。適正な原価の算定に当たっては、標準的なトラック事業者の原価を参考としつつ、ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、コンプライアンス（労働時間・法定福利費等）を確保できることを前提。



# 「標準的な運賃」の算出に係る考え方について

## 適正な原価 (1台/年当たり)

### 人件費

⇒ドライバーの労働条件改善のため、全産業平均の単価を使用(地方運輸局毎・車格毎)

### 車両費

⇒環境性能や安全基準の向上を踏まえた車両への設備投資ができるよう、償却年数は5年で設定(地方運輸局毎・車格毎の実勢原価)

### その他費用

(任意保険料、関係諸税、借入金利息)

⇒実勢原価を使用

### 間接費

(一般管理費等)

⇒実勢原価を使用

### 運行費

(燃料費、タイヤ費等)

⇒地方運輸局毎・車格毎の実勢原価を使用

※いずれも実運送を行う上で必要な費用を算出(元請の備車費は考慮しない)

+

## 適正利潤 (1台/年当たり)

⇒年間総費用 × 利益率

時間あたり  
固定費等

年間稼働時間

(40h / 週 × 1年)  
= 約2.086h

キロあたり  
変動費

年間走行キロ

(約7万km程度)

- ・平均速度(約20~60km/h)を用いて、走行距離を時間に換算(時間を走行距離に換算)。
- ・点呼等30分及び荷待ち時間(発着各30分)を時間に算入
- ・実車率は50%(帰り荷無し)とする。
- ・距離帯(時間帯)ごとに、運行時間に時間あたり固定費を掛け合わせて固定費を、走行距離にキロあたり変動費を掛け合わせて変動費を算出し、合算。

## 【標準的な運賃(運賃表)】

- 貸切(チャーター)を前提として、(1)距離制、(2)時間制の双方の運賃表を設定
- 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)にて設定
- 地方運輸局ブロック(合計10カ所)ごとに作成

## 【標準的な運賃(料金)】

待機時間料、積込料・取卸料、附带作業費、実費(高速道路利用料、フェリー利用料、駐車場利用料、宿泊費用)、燃料サーチャージ 等

# 「標準的な運賃」の原価算定方法 (小型車～トレーラーの全国平均値)

## 【固定費】

算定根拠			単価(年当り)
車両償却費	車両の調達価格	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	10,833,840 ⇒ 12,716,125 円
	付属備品等の費用	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	267,703 ⇒ 330,803 円
	車両償却年数	事業者における安全・環境性能の高い車両への買替えを促すとともに、経営環境の維持・改善を図る政策的観点から、車両の償却年数は5年で設定	5 年
	算定式	$((12,716,125円 + 330,803円) - 1円(※)) \div 5年$ ※会計上の備忘価額として考慮	
人件費	時給(所定内)	令和4年賃金構造基本統計調査 ※運輸局ブロックごとの時給は、ブロック内の各都府県ごとの労働者数を考慮し、加重平均により算定	2,510 ⇒ 2,508 円
	福利費率(給与等に対する割合)	経営分析報告書(2023年・(公社)全日本トラック協会)	16.6 ⇒ 17.0 %
	年間労働時間	週40時間を前提	2,086 時間
	算定式	$2,336円 \times 1.17 \times 2,086時間$	
税金	自動車取得税	原価調査結果により設定(全国平均値)	154,213 ⇒ 140,248 円
	自動車税	原価調査結果により設定(全国平均値)	36,104 ⇒ 39,942 円
	自動車重量税	原価調査結果により設定(全国平均値)	74,225 ⇒ 57,377 円
保険	自賠責保険料	原価調査結果により設定(全国平均値)	37,352 ⇒ 31,940 円
	任意保険	原価調査結果により設定(全国平均値)	121,743 ⇒ 104,633 円
荷役関連の消耗品費	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	48,955 ⇒ 51,139 円	
借入金利息	ベースとなる資産額	事業用固定資産 + 運転資本(営業費 × 4%)	594,067,946 ⇒ 751,244,761 円
	他人資本構成比率	総資産に占める負債の部の比率	63.83 ⇒ 63.05%
	金利	日本銀行統計値による	0.95 ⇒ 1.60%
	1事業者当たり平均車両数	原価調査結果により設定(全国平均値)	78.1 ⇒ 89.4両
	算定式	$751,244,761円 \times 63.05\% \times 1.60\% \div 89.4両$ ※車格ごとの計算時は、車両価格に応じた換算比率を乗じる	
その他費用			8,841,392 ⇒ 9,240,551 円
固定費合計			8,841,392 ⇒ 9,240,551 円

# 「標準的な運賃」の原価算定方法 (小型車～トレーラーの全国平均値)

## 【変動費】

算定根拠			単価 (km当り)	
燃料費	軽油単価	変動幅の大きさや、燃料サーチャージ制の導入を前提に、全国一律100円/ℓとする。	100 ⇒ 120 円	
	燃費	原価調査結果により設定 (全国平均値)	5.1 ⇒ 4.48 km/ℓ	
	算出式	120円 ÷ 4.48km/ℓ		
オイル費	オイル単価	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	387.6 ⇒ 585.5 円	
	1回当りオイル量	原価調査結果により設定 (全国平均値)	20.1 ⇒ 21.6 ℓ	
	オイル交換1回分の工賃	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	4,385 ⇒ 5,130 円	
	オイル交換走行距離	原価調査結果により設定 (全国平均値)	27,809 ⇒ 26,518 km	
	算定式	(585.5円 × 21.6ℓ + 5,130円) ÷ 26,518km		
タイヤ費	タイヤ1本当り費用	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	33,103 ⇒ 36,955 円	
	タイヤ交換本数	原価調査結果により設定 (全国平均値)	9.5 ⇒ 10.2 本	
	タイヤ交換1回分の工賃	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	23,023 ⇒ 18,082 円	
	タイヤ交換走行距離	原価調査結果により設定 (全国平均値)	75,394 ⇒ 67,668 km	
	算出式	(36,955円 × 10.2本 + 18,082円) ÷ 67,668km		
尿素水費	尿素水単価	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	73.2 ⇒ 95.4 円	
	1ℓ当り走行距離	原価調査結果により設定 (全国平均値)	167 ⇒ 334 km	
	算定式	95.4円 ÷ 334km		
車検・修理費	年間車検整備費	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	231,881 ⇒ 265,112 円	
	年間一般修理費	原価調査結果の値 × 地域物価指数により設定	169,344 ⇒ 199,070 円	
	次回車検・修理までの走行距離	原価調査結果により設定 (全国平均値)	70,215 ⇒ 71,728km	
	算出式	(265,112円 + 199,070円) ÷ 71,728km		
			<b>変動費合計</b>	<b>30.7 ⇒ 40.1 円</b>

# 「標準的な運賃」の原価算定方法 (小型車～トレーラーの全国平均値)

- 間接費(一般管理費等)については、事業者ごとに状況が異なるため、全産業平均の水準も踏まえつつ、調査対象事業者全体における間接費の比率を用いている。

※間接費の明細は詳細かつ多岐に渡るため、個別の明細の積算ではなく、間接費率を基準とした間接費額の計算を行うこととする。

※標準的な運賃の算定に当たっての間接費としては、施設利用料、施設賦課税、事務員等人件費、自動車以外の施設等の減価償却費等を見込んでいる。

## 【間接費】 ※施設利用料、施設賦課税、事務員等人件費、自動車以外の施設等の減価償却費等

間接費については、事業者ごとに状況が異なるため、全産業平均の水準も踏まえつつ、調査対象事業者における間接費の比率(右記)を用いて変動費、固定費ごとに算定し、それぞれの費用に算入する。		26.79 ⇒ 27.92%
変動費に対応する間接費(km当り)	<del>30.740.1</del> 円(変動費合計) ÷ (1- <del>26.79</del> 27.92%) - <del>30.740.1</del> 円	11.2 ⇒ 15.5 円
固定費に対応する間接費(年当り)	<del>6,238,274</del> 6,292,775円(固定費合計) ÷ (1- <del>26.79</del> 27.92%) - <del>6,238,274</del> 6,292,775円	2,282,463 ⇒ 2,437,490円

### (参考1) 全産業平均と標準的な運賃の間接費の比率の比較

全産業平均 (財務省「法人企業統計調査」2022年度 資本金1億円未満)	標準的な運賃
約30.4%	約27.92%

### (参考2) km当り変動費と時間当り固定費の比較

【km当り変動費】 ⇒ 40.1円(変動費) + 15.5円(変動費に対応する間接費) = 55.6円

【時間当り固定費】 ⇒ (9,240,551円(固定費) + 2,437,490円(固定費に対応する間接費)) ÷ 2,086時間 = 5,598円

### 抽出基準

1. 最低車両数割れ(5両未満)事業者でないこと
2. 3年以上存続している事業者であること
3. 霊柩事業又は廃棄物運搬を専門的に行う事業者でないこと
4. 令和5年8月時点で法人全体で行政処分の累計点数が20点以下であること
5. 100両以下の事業者を選定する場合は、以下の①、②の条件を満たすこと
  - ①他事業による売上高が売上高全体の2割以内であること
  - ②庸車費用は運送費用の2割以内であること
6. 決算期を変更したことにより最近1年間の実績収支を確定できない事業者でないこと
7. 災害、その他の事由によって異常な原価が発生し、当該地域の原価の標準を算定するために適当と認められない事業者でないこと

都道府県ごとに、上記1～7のすべてに該当する事業者を抽出したうえで、①20両以下、②21両～50両、③51両～100両、④101両以上の4つに区分し、①～③については同数となるように、また④については、全体に占める割合が少ないため①～③それぞれの半数程度となるように調査対象事業者を設定

### 1,117事業者を抽出

上記の基準に基づき1,117事業者に対して原価の調査を行い、回答のあった計563事業者の原価を集計

▶ 適正な原価  
の算出に使用

上記事業者のうち、以下の条件に合致する94事業者の財務諸表データを集計

- ・ 営業損益が黒字であること
- ・ 他事業による損益がないこと
- ・ 貸借対照表データの確認が可能であること
- ・ 債務超過でなく、自己(他人)資本比率の計算が可能であること
- ・ 期末事業用自動車数の確認が可能であること

▶ 適正利潤額・  
借入金利息  
の算出に使用



# 「標準的な運賃」の運賃額の算出例【中部運輸局・中型車(4tクラス)の例】

➤ 時間当たり固定費	: 4,594 円
➤ 時間当たり基準外人件費 (=所定外人件費 : 所定内×1.25)	: 3,497 円
➤ キロあたり変動費	: 32.8 円
➤ 利益率 (年間総費用に対する適正利潤額の割合) 適正利潤率10%により算出。	: 2.72 %

## 【距離制運賃】(中型車、200kmの場合)

(A) 固定費 $(4,594円 \times 8時間) + (3,497円 \times 0.72時間) = 39,270 円$
(B) 変動費 $32.8円 \times 400km = 13,120 円$
(C) 適正利潤 $(39,270円 + 13,120円) \times 2.72\% = 1,425円$
(A) + (B) + (C) = 53,815 円 ⇒端数処理により、 <b>53,800 円</b>

所要時間: 8.72 時間 (基準内: 8時間、基準外: 0.72時間)

・運賃算出上の距離 (帰り荷なしの前提。): 200km×2=400 km…①

・平均速度 (実態調査により把握): 55.4 km/h…②

⇒ ①÷②=7.22h…③

・荷待時間(0.5h×発・着)=1h…④

・点呼等時間(0.5h)…⑤

⇒ ③+④+⑤ = 8.72h

## 【時間制運賃 : 8時間制及び加算額】(中型車の場合)

### (1) 8時間制(基礎走行キロ130km)

(A) 固定費 $4,594円 \times 8時間 = 36,752 円$
(B) 変動費 $32.8円 \times 130km = 4,264 円$
(C) 適正利潤 $(36,752円 + 4,264円) \times 2.72\% = 1,115円$
(A) + (B) + (C) = 42,131 円

⇒端数処理により、**42,130 円**

### (2) 加算額(距離及び時間)

#### ① 距離加算額(10km毎)

(A) 変動費	$32.8 円 \times 10km = 328 円$
(B) 適正利潤	$328 円 \times 2.72\% = 8.9円$
(A) + (B)	$= 336.9円$

⇒端数処理により、**340円**

#### ② 時間加算額(1時間毎)

(A) 基準外人件費	3,497 円
(B) 適正利潤	$3,497 円 \times 2.72\% = 95円$
(A) + (B)	$= 3,592 円$

⇒端数処理により、**3,590円**



# 距離制運賃額と時間制運賃額の比較について

- 仮に、距離制運賃表を適用する場合と同一条件で走行した場合における、時間制運賃表による運賃額を試算すると以下のとおりであり、同等の水準となる。

※なお、時間制運賃表は、交通渋滞が見込まれる場合や、短距離でのピストン輸送を行う場合など、通常に比べ十分な平均運行速度が見込まれない場合等に適用されることを主に想定しているため(基礎走行キロ=小型車8h:100km、小型車以外8h:130km)、距離制運賃表を適用する場合と同等の条件で走行することは通常想定されないことに留意。

## 【距離制運賃】

中型車、実車キロ200km(=総走行400km)の場合 ⇒ **53,800円**

- ・ このとき、基準内所要時間8h、基準外所要時間0.72hの前提。

## 【時間制運賃】

中型車、総走行400km、所要時間8.72hの場合

○基礎額 : 8時間・130km(基礎走行キロ)まで ⇒ 42,130円

### ○加算額 (利潤込)

(A) 距離加算(変動費): 超過270km分  
340円/10km × 27 = 9180円

(B) 時間加算(基準外人件費): 超過0.72時間分⇒1時間分  
3,590円 × 1時間 = 3,590円

} 12,770円

○運賃額 : 42,132 + 7,674 = **54,900円**

# 今回の諮問案を踏まえた運賃表の上昇率

- 距離制運賃は、平均して8.7%上昇しており、車種別にみると、小型車は6.8%、中型車は6.5%、大型車は9.0%、トレーラーは12.3%上昇する。
- 時間制運賃は、基礎額について平均して7.1%上昇しており、車種別にみると、小型車は5.2%、中型車は5.4%、大型車は7.6%、トレーラーは10.2%上昇する。

## 【距離制運賃(改定後の上昇率)】

全国平均(参考)					差(率)
車種別 キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)	
10km	4.5%	4.4%	6.3%	8.3%	
20km	4.9%	4.9%	6.9%	9.3%	
30km	5.4%	5.3%	7.5%	10.0%	
40km	5.8%	5.6%	7.9%	10.6%	
50km	6.1%	5.9%	8.2%	11.2%	
60km	6.4%	6.1%	8.5%	11.6%	
70km	6.6%	6.4%	8.8%	11.9%	
80km	6.8%	6.5%	9.0%	12.2%	
90km	7.0%	6.7%	9.2%	12.5%	
100km	7.1%	6.8%	9.4%	12.8%	
110km	7.2%	6.9%	9.5%	12.9%	
120km	7.3%	7.0%	9.6%	13.1%	
130km	7.4%	7.1%	9.7%	13.3%	
140km	7.5%	7.1%	9.8%	13.4%	
150km	7.6%	7.2%	9.9%	13.5%	
160km	7.6%	7.3%	10.0%	13.6%	
170km	7.7%	7.3%	10.1%	13.7%	
180km	7.8%	7.4%	10.1%	13.8%	
190km	7.8%	7.4%	10.2%	13.9%	
200km	7.8%	7.5%	10.2%	14.0%	
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	9.0%	8.6%	11.7%	16.0%	
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	9.0%	8.4%	11.6%	16.1%	

## 【時間制運賃(改定後の上昇率)】

II 時間制運賃表					差(率)				
					(単位:円)				
種別	車種別	局別	小型車	中型車	大型車	トレーラー			
			(2tクラス)	(4tクラス)	(10tクラス)	(20tクラス)			
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	5.8%	5.3%	7.7%	10.2%		
			東北	9.4%	9.0%	9.4%	12.4%		
			関東	-0.1%	0.5%	2.1%	4.2%		
			北陸信越	9.5%	8.3%	9.7%	11.7%		
			中部	0.9%	1.2%	3.3%	6.5%		
			近畿	4.7%	3.0%	5.6%	7.7%		
			中国	6.0%	6.5%	8.5%	9.7%		
			四国	6.8%	8.8%	10.3%	12.4%		
	九州	8.2%	8.5%	10.0%	12.6%				
	沖縄	10.5%	9.0%	10.3%	14.3%				
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	5.7%	5.3%	7.7%	10.2%		
			東北	9.4%	9.0%	9.4%	12.4%		
			関東	-0.1%	0.5%	2.1%	4.2%		
			北陸信越	9.5%	8.3%	9.7%	11.7%		
			中部	0.9%	1.2%	3.3%	6.5%		
			近畿	4.7%	3.1%	5.6%	7.7%		
中国			6.1%	6.6%	8.5%	9.7%			
四国			6.8%	8.8%	10.3%	12.4%			
九州	8.2%	8.5%	10.0%	12.6%					
沖縄	10.5%	9.1%	10.3%	14.3%					
加算額	基礎走行キロを超える場 合は、10kmを増すごとに	北海道	10.7%	5.9%	9.8%	15.5%			
		東北	10.7%	5.9%	7.8%	15.5%			
		関東	10.7%	5.9%	9.8%	15.3%			
		北陸信越	10.7%	5.9%	7.8%	15.5%			
		中部	10.7%	5.9%	7.8%	15.5%			
		近畿	10.7%	5.9%	7.8%	15.5%			
		中国	10.7%	5.9%	7.8%	15.5%			
		四国	10.7%	5.9%	7.8%	15.5%			
	九州	10.7%	5.9%	7.8%	14.1%				
	沖縄	10.7%	5.9%	7.8%	15.5%				
	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すごとに (4時間制の場合であつ て、午前から午後にわたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算 する。)	北海道	-2.1%	-2.0%	-1.6%	-2.1%			
		東北	-2.2%	2.1%	2.6%	2.2%			
		関東	-2.9%	-2.8%	-2.3%	-2.8%			
		北陸信越	3.8%	4.0%	4.6%	3.9%			
		中部	-3.5%	-3.1%	-2.9%	-3.3%			
		近畿	0.9%	1.1%	1.6%	0.9%			
中国		1.3%	1.6%	1.8%	1.5%				
四国		2.8%	3.1%	3.5%	2.7%				
九州	3.5%	3.7%	4.1%	3.4%					
沖縄	2.4%	2.7%	3.2%	2.4%					

(参考) 燃料単価を100円に据え置いた場合の運賃表の上昇率

- 距離制運賃は、平均して5.8%上昇しており、車種別にみると、小型車は4.5%、中型車は4.0%、大型車は5.9%、トレーラーは8.8%上昇する。
- 時間制運賃は、基礎額について平均して5.5%上昇しており、車種別にみると、小型車は4.1%、中型車は4.0%、大型車は5.7%、トレーラーは8.1%上昇する。

# 運賃の割増等について

## 【速達割増等】 <新設>

- 通常見積られる運送日時よりも短い日時での運送について、割増運賃を適用（割増率は各運送事業者において設定）  
※逆に、十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、割り引いた運賃を設定することも可能
- 他方、荷主において一定のリードタイムを確保しつつ、有料道路の利用を認めない運送依頼が生じ、結果的にトラックドライバーの運転時間の長時間化を助長するおそれがあることから、有料道路がある区間については、有料道路を利用しない運送の割増運賃を適用（割増率は各運送事業者において設定）

## 【特殊車両割増】 <一部追加>

（冷蔵・冷凍車）

- **冷凍・冷蔵車**を使用する場合の原価（固定費及び変動費。以下同じ。）は、**車両の特殊性による固定費及び燃料費の上昇分**等を踏まえ、通常のバン型車両を使用する場合の原価よりも約2割高い水準であることから、割増率は**2割**に設定

（海上コンテナ輸送車）

- **海上コンテナ輸送車**を使用する場合の原価は、**追加シャーシの保有に伴う固定費及び車両の特殊性による燃料費の上昇分**等を踏まえ、通常のバン型車両を使用する場合の原価よりも約4割高い水準であることから、割増率は**4割**に設定

（セメントバルク車）

- **セメントバルク車**を使用する場合の原価は、**車両の特殊性による固定費の上昇分**等を踏まえ、通常のバン型車両を使用する場合の原価よりも約2割高い水準であることから、割増率は**2割**に設定

（ダンプ車又はコンクリートミキサー車）

- **ダンプ車**又は**コンクリートミキサー車**を使用する場合の原価は、**車両の特殊性による燃料費の上昇分**等を踏まえ、通常のバン型車両を使用する場合の原価よりも約2割高い水準であることから、割増率は**2割**に設定

（タンク車）

- **タンク車**を使用する場合の原価は、**車両の特殊性による固定費及び燃料費の上昇分**等を踏まえ、通常のバン型車両を使用する場合の原価よりも約3～5割高い水準であることから、割増率は**3～5割**に設定

## 【休日割増】 <現行>

- 人件費構成比（約50%）×法定割増率（35%）より、割増率は2割に設定

$$1 + (0.5 \times 0.35) = 1.175$$

## 【深夜・早朝割増】 <現行>

- 人件費構成比（約50%）×法定割増率（深夜早朝：25%、深夜早朝かつ時間外：50%）より、割増率は2割に設定

$$1 + (0.5 \times 0.25(\text{深夜早朝})) = 1.125$$

$$1 + \{(0.5 \times (0.25(\text{深夜早朝}) + 0.25(\text{時間外}))\} = 1.25$$